

15 社会資本整備に係る地方財政対策の充実

(総務省、国土交通省)

【提言・提案項目】 制度、予算

- 1 「中小河川緊急治水対策プロジェクト」を今後3年間で確実に推進するための予算を確保すること。
プロジェクト対象外の箇所における予防的対策を着実に整備するための予算を確保すること。
危機管理型水位計の運用費や機器更新費について、交付金の対象とすること。
- 2 河川・海岸堤防の耐震対策や津波対策を重点的に推進するための、別枠予算制度を創設すること。
- 3 補助ダムにかかる補助率55%の対象を拡大すること。
ダム事業の建設費にかかる起債充当率を嵩上げすること。
- 4 土砂災害防止法に基づく基礎調査について、補助率の嵩上げと適債事業化すること。
- 5 現行の「下水道整備推進重点化事業」による面整備に対する優遇措置を堅持するとともに、交付対象範囲を拡充すること。
現行の「下水道ストックマネジメント支援制度」を長期的に堅持するとともに、老朽化対策への国の財政支援を継続すること。
- 6 海岸施設の地震対策や津波対策を重点的に推進するための、別枠予算制度を創設すること。
港湾施設の老朽化対策を重点的に推進するために必要な予算を確保すること。
- 7 簡易で安価な木造住宅耐震改修工法を法定化すること。
避難路沿道建築物の耐震化促進のため、耐震対策緊急促進事業の支援制度を延長すること。

《現状・課題等》

- 1 平成29年7月九州北部豪雨をはじめとする豪雨によって各地で被害が発生していることをふまえ、全国の中小河川の緊急点検が実施されました。この緊急点検により抽出した箇所において「中小河川緊急治水対策プロジェクト」として、今後概ね3年間(2020年度目途)で危機管理型水位計の設置、多数の家屋や重要な施設の浸水被害を解消するための河道掘削や堤防整備、土砂・流木補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する必要があります。また、気候変動に伴う影響により頻発・激甚化する水害・土砂災害に備えるため、当プロジェクト対象外の箇所においても、予防的対策を着実に進めるためには、国の財政支援が必要です。

危機管理型水位計の運用や機器更新を実施するためには、交付金の財政支援が必要です。

2 南海トラフ地震の今後 30 年以内の発生確率が 70%程度から 70~80%に引き上げられました。県北部の海拔ゼロメートル地帯や、県南部の津波到達時間の短い地域では、堤防の耐震化や強靱化等、早急な対応が求められており、それらを重点的に推進するためには、防災・安全交付金とは別枠の予算制度の創設が必要です。

3 浸水被害の軽減を図るため、川上ダム、新丸山ダム、鳥羽河内ダムの建設工事を促進、推進しています。ダム事業では、短期間に投資が集中し、工事費が大幅に変動することにより、地方財政負担が大きくなるため、補助ダムの補助率とダム事業の起債充当率の嵩上げを行うことによる地方財政対策の充実が必要です。

4 土砂災害防止法に基づく基礎調査の費用は県の財政にとって大変負担が重くなっています。基礎調査の結果は、社会の「災害リスクを低減するための『安全安心インフラ』」であり、「長期にわたって幅広く国民生活や社会経済活動を支えるもの」となります。今後も国民が将来にわたり安全・安心して暮らすための情報を得つつ、ハード・ソフト一体となって土砂災害対策を推進するためには、国による基礎調査に係る地方財政対策の充実が必要です。

5 本県では下水道未普及解消が重点課題であり、10 年概成をめざし、効率的な整備を図るため、4 市が下水道整備推進重点化事業の採択を受けています。これにより、管渠整備の交付対象範囲が拡大され、整備が促進されるため、引き続き、本事業制度の堅持が必要です。また、町が実施する管渠整備に対して、交付対象が拡大されるよう制度の拡充が必要です。

本県の流域下水道は供用開始から 30 年が経過しているため、改築費用の平準化、縮減を目的に、ストックマネジメント計画を策定しています。計画に基づく最適な改築を実施するために、ストックマネジメント支援制度の長期的な堅持が必要です。

6 南海トラフ地震などの大規模地震発生の切迫性が高い地域では、海岸保全施設の耐震対策や強靱化対策等の早急な実施が求められており、それらを重点的に実施するには、防災・安全交付金とは別枠の予算制度の創設が必要です。

港湾施設の多くが完成後相当な年数を経過しており老朽化が進んでいます。主たる港湾施設である防波堤や岸壁・物揚場では、整備後 50 年経過する施設が、平成 30 年度には約 3 割、10 年後には約 6 割、20 年後には約 8 割になります。平成 30 年度は最新の施設点検結果をふまえて、全港湾について、従前の維持管理計画を予防保全計画へ改定します。今後、老朽化する施設が増加することから、新たな予防保全計画に基づき、継続的に老朽化対策に取り組むために予算の確保が必要です。

7 木造住宅の耐震化を加速させるためには、簡易で安価な木造住宅耐震改修工法を設計者が採用しやすいよう技術基準の法的位置づけが必要です。

耐震改修促進法に基づき、第一次緊急輸送道路を耐震診断義務化対象路線に位置づけ、沿道にある対象建築物の耐震化を促進しています。このことから、対象建築物に対し、本県の指定した耐震診断結果の報告期限である 2020 年度末まで診断に係る費用を支援する必要があります。また診断結果を受けて今後増加していく補強設計や耐震改修に要する費用を支援していく必要があるため、平成 30 年度までで廃止予定の国庫補助金の継続が不可欠です。

事務担当 県土整備部河川課、港湾・海岸課、防災砂防課、下水道課、住宅政策課、建築開発課
関係法令等 河川法、海岸法、港湾法、砂防法、土砂災害防止法、下水道法、建築物の耐震改修の促進に関する法律、耐震対策緊急促進事業補助金交付要綱 等

15 社会資本整備に係る地方財政対策の充実

(国土交通省)

中小河川緊急治水対策プロジェクト

三重県では平成 29 年台風第 21 号によって広範囲で被災

人的被害

死者 2 名 重軽傷者 13 名

観測史上 1 位を記録

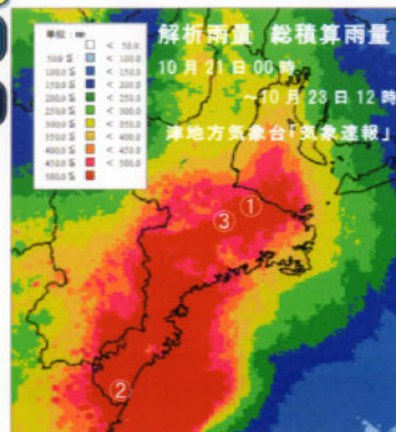
住宅被害

全半壊 5 市町 193 棟
床上浸水 14 市町 735 棟
床下浸水 21 市町 1,335 棟

伊勢市 539mm (48 時間)

土砂被害 34 箇所

●全国的に中小河川で甚大な被害が発生!!



国土交通省による「中小河川緊急治水対策プロジェクト」発表

2020 年度目途

平成 29 年 12 月 1 日

危機管理型水位計の設置推進

洪水時の河川水位を監視できるようになり、住民の迅速な避難行動につながります。

プロジェクト

- 177 河川、181 箇所では洪水時の水位状況を監視する危機管理型水位計を設置

プロジェクト対象外

- 危機管理型水位計は、運用費や 5 年毎に機器の更新費が必要

河道掘削・堤防整備の推進

治水安全度を高め、再度の氾濫発生の危険性を軽減します。

プロジェクト

- 過去 10 年に浸水被害があった 1.7km、15 河川で河道掘削および堤防を整備

プロジェクト対象外

- 過去 10 年以前に浸水被害があった 2.3km、17 河川でも河道掘削および堤防の整備が必要

透過型砂防堰堤等の整備推進

土砂・流木捕捉効果の高い透過構造の砂防施設により土砂・流木の流出を防止します。

プロジェクト

- 7 渓流で透過構造を有する砂防施設を整備

プロジェクト対象外

- ✓ H29 の土砂災害発生件数 39 件は過去 10 年平均の 2 倍
- ✓ 危険箇所数 1km² 当り 2.8 ケ所は、全国平均の 2 倍
- 他の渓流においても、流木等を確実に捕捉するため、透過構造を有する施設の設置が必要

危機管理型水位計の設置推進に一層の支援を!

河道掘削・堤防整備の推進に一層の支援を!

透過型砂防堰堤等の整備推進に一層の支援を!

提言

- 1 「中小河川緊急治水対策プロジェクト」を今後 3 年間で確実に推進するための予算を確保すること。
- 2 プロジェクト対象外の箇所における予防的対策を着実に整備するための予算を確保すること。
- 3 危機管理型水位計の運用費や機器更新費について、交付金の対象とすること。

【県土整備部】

15 社会資本整備に係る地方財政対策の充実

(国土交通省)

南海トラフ巨大地震に備えた地震・津波対策

南海トラフ地震の地震発生確率が上昇!

長期評価による地震発生確率値が更新されました。
30年以内の発生確率が70%程度から**70%~80%**に上昇
※H30.2.9 地震調査委員会発表

頻発・激甚化する、水害や大規模地震に対し、ハード・ソフト一体となった予防的対策を実施

ハード対策：地域ごとの被害特性にあわせた海岸整備を推進



- 県北部**では、地震による堤防の液状化に備え、**地震対策**を重点的に実施します。
- 県中部**は、伊勢湾台風後に整備された海岸が多いため、通常の高潮・侵食対策(老朽化対策)に併せ**地震・津波対策**を重点的に実施します。
- 県南部**は、非常に大きな津波が短時間で来襲することから、住民の避難時間を少しでも確保できるよう、**津波対策**を重点的に実施します。

ソフト対策：高潮浸水想定区域図の作成(伊勢湾沿岸でH30年度に着手)
高潮災害に対し円滑かつ迅速に避難するためのハザードマップ作成を支援することにより、市町の水防体制の強化や住民等の高潮に対する危機意識の向上に寄与することが期待される。

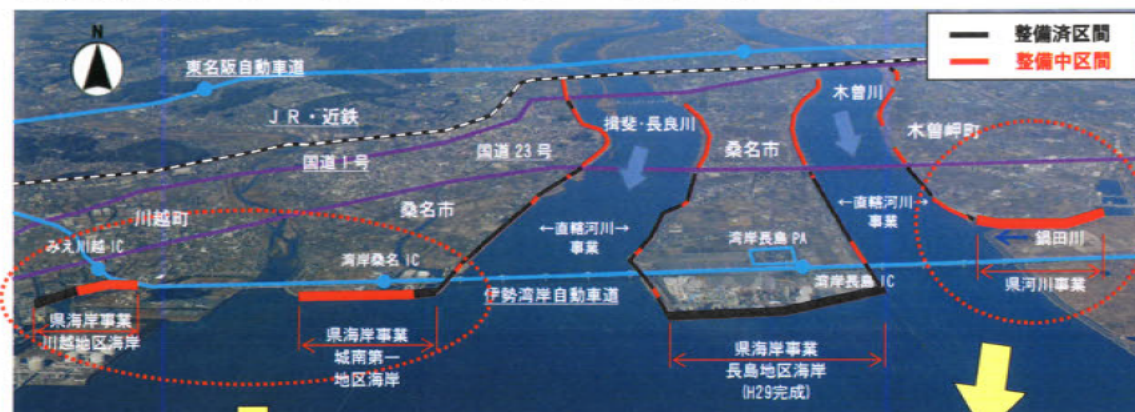
地震・津波対策の予算確保が必要

- ◆地震対策は膨大な工事費を要する。
- ◆津波対策が必要な海岸線延長が長大である。
- ◆地震発生確率が年々上昇し、早期整備が望まれている。

高潮・侵食対策に加え、地震・津波対策を既存の交付金事業の中で実施することは事業進捗に限界があるため、地震・津波対策を重点的に取り組めるよう、防災・安全交付金とは別枠の予算確保が必要です。

県北部 海抜ゼロメートル地帯における堤防等の地震対策を実施

直轄河川改修事業と合わせ、県河川・海岸事業を実施し、地域の安全・安心を確保



海岸事業

・城南第一地区、川越地区海岸の耐震対策を推進しています。

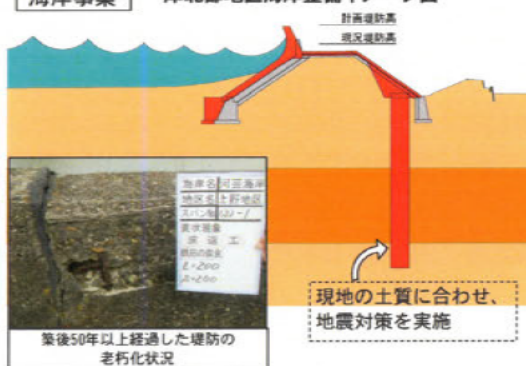
河川事業

・鍋田川の堤防耐震対策を推進しています。

県中部 高潮・侵食対策(老朽化対策)に併せ地震・津波対策を実施

海岸事業

津北部地区海岸整備イメージ図



現地の土質に合わせて、地震対策を実施
・四日市市、鈴鹿市、津市などの人口や資産が集中する地域を防護します。

県南部 短時間で津波が到達する沿岸域での津波対策を実施

海岸事業

有馬地区海岸の津波対策事例



無堤区間を解消し津波被害を軽減
・県南部では、津波が最短2分で到達することから、住民の避難時間を少しでも確保できるよう、津波対策を推進しています。
・津波浸水被害の発生を遅延・軽減し、地域の避難計画など、ソフト対策の効果発現に寄与しています。

提言 河川・海岸堤防の耐震対策や津波対策を重点的に推進するための、別枠予算制度を創設すること。

【県土整備部】

ダム事業費の地方財政負担の軽減

日本各地で水害が頻発化、激甚化

気候変動の影響が顕在化しつつあり、日本各地で水害が頻発化、激甚化

- ・平成29年7月 九州北部豪雨災害
- ・平成28年8月 北海道豪雨災害
- ・平成27年9月 関東・東北豪雨災害

三重県においても水害が頻発

木津川(川上ダム下流) 平成25年台風18号

鳥羽河内川(鳥羽河内ダム下流) 平成27年台風18号



大規模な水害が発生する恐れ！

早急に治水対策を講じ、治水安全度を向上させる必要があります。

ダム事業は、完成することによりダム下流域全体の治水安全度を飛躍的に向上させます。

三重県に関連する建設中のダム事業



2017年度から本体工を
施工中('22完成予定)

2016年度から転流工を
施工中('29完成予定)

2017年度から工事用道路工
を施工中('28年完成予定)

しかしながら・・・

ダム事業では短期間に投資が集中し、工事費が大幅に変動するため、地方財政負担が大きい。

制度 要望

地域の安全安心を確保するため、治水安全度を飛躍的に向上させるダム事業に対する地方財政支援を！

- ①補助ダムにかかる補助率55%の対象を拡大
【参考：一級河川治水ダムの補助率55%（大規模事業）、農地防災ダムの補助率55%】
- ②ダム事業にかかる起債充当率を嵩上げ

①補助ダムにかかる補助率55%の対象を拡大

- 一級河川であって
- 公共費120億円を超える
 - かつ
 - 総貯水容量800万㎡以上

拡大！

- 一級河川又は二級河川であって
- 公共費120億円を超える
 - 又は
 - 総貯水容量800万㎡以上

鳥羽河内ダムの場合、
5億6千万円の地方負担低減！



提言

- 1 補助ダムにかかる補助率55%の対象を拡大すること。
- 2 ダム事業の建設費にかかる起債充当率を嵩上げすること。

15 社会資本整備に係る地方財政対策の充実

(総務省、国土交通省)

土砂災害防止法に基づく基礎調査への支援強化

国土強靱化の推進

持続的な成長を実現し、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を獲得する必要がある

目標：人命の保護が最大限図られること！

(国土強靱化基本計画(平成26年6月、閣議決定))

土砂災害

- 突発的に発生
- 危険箇所が多数

自然災害による死者・行方不明者数

8,767人(防災白書)

(S42~H25年)



自然災害による死者・行方不明者のうち土砂災害によるものが多数を占める！
(国土交通省砂防部)

※平成30年4月11日、大分県中津市の土砂災害特別警戒区域で土砂災害が発生 死者6名 家屋4軒全壊

(平成30年4月23日16時現在)

社会資本整備重点計画

災害から国民の命と財産を守ることは、社会資本整備が果たすべき最重要の使命である【ストック効果の底流】

持続可能な社会資本整備に向けた基本方針

■安全安心インフラにより災害等のリスクを低減する

雨の降り方が局地化・集中化・激甚化しており、気候変動に伴い大雨の強度や頻度が増加傾向にあると予測されていることから、災害リスク情報の提供・共有、避難体制の構築等のソフト対策と連携しながら、効果の高いハード対策を計画的に実施する。

(社会資本整備重点計画(平成27年9月、閣議決定))

基礎調査

法に基づく土砂災害の防止のための対策を講ずるに当って不可欠な調査
(土砂災害防止対策基本指針)

- 災害リスクを低減するための「安全安心インフラ」である。
- 現在及び未来の国土・地域を形づくる礎であり、長期間にわたって、幅広い国民生活や社会経済活動を支えるものである。(社会資本整備重点計画)
- 基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等を指定して危険な場所を住民に周知することで災害リスクが低減できる。このため、1日も早く基礎調査を完了する必要がある。

ハード・ソフト一体となった土砂災害対策の推進

補助率嵩上げ

社会資本整備の推進と財政運営の安定化のため、「情報基盤整備」として補助率を1/2に嵩上げを！

適債事業化

住民が将来にわたり安全・安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業として適債事業化を！

砂防事業の予算配分と財源



✓基礎調査の実施に対し 補助率の嵩上げと適債事業化を！

- 【効果】 ✓リスク情報を着実に更新でき、安定的に災害リスクの低減が図られる。
- ✓ハード対策に関する財源配分を強化でき、予防的対策の進展が図られる。

提言 土砂災害防止法に基づく基礎調査について、補助率の嵩上げと適債事業化すること。

【県土整備部】

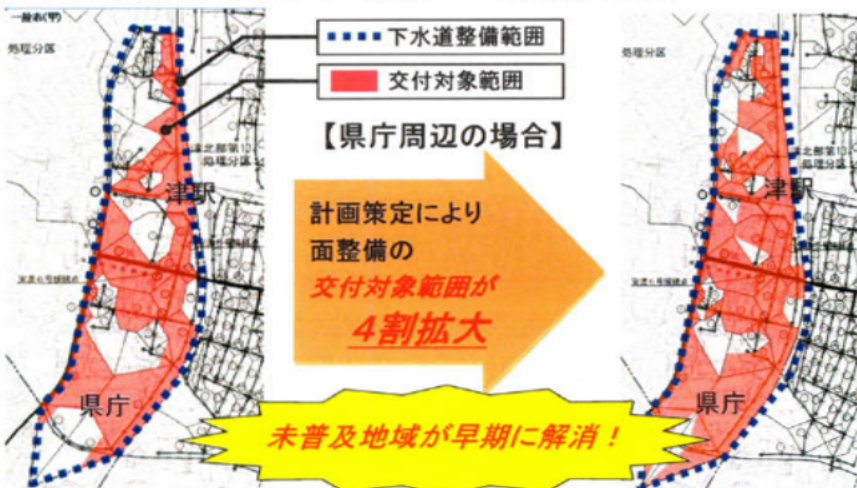
15 社会資本整備に係る地方財政対策の充実

(国土交通省)

下水道未普及解消に向けた制度の堅持および拡充

下水道整備推進重点化事業の堅持

津市、伊勢市、桑名市、鈴鹿市で下水道整備推進重点化計画を策定
(これにより、下水流量の少ない管渠までが交付対象となる)



下水道(面)整備10年概成に向けて、本事業の堅持が必要

下水道整備推進重点化事業の拡充

町の場合は、下水道整備推進重点化計画を策定しても、
制度上、交付対象範囲が変わらない

未普及地域の早期解消に結びつかない!

町の未普及解消推進のため、交付対象範囲の拡充が必要

下水道施設の老朽化対策制度の堅持

公共用水域の水質保全を行う下水道事業は
受益者が不特定多数に及ぶ**公共的役割が高い事業**

三重県の下水道普及率と赤潮発生日数(伊勢湾)



きれいな海でのレジャーが可能

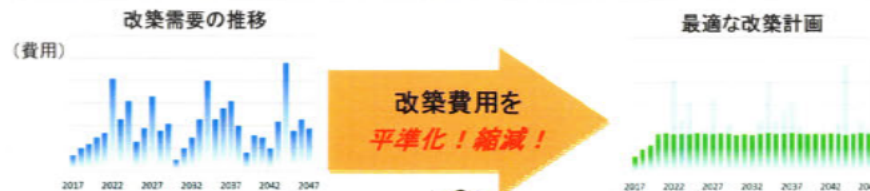
鈴鹿市の下水道普及率と河川水質(金沢川)



水質改善で、マグリの漁獲高増!

長期にわたる下水道普及により得た良好な水質は、マリンスポーツや水産業などの振興に寄与

今後の長期的・持続的な運営のため、ストックマネジメント計画を策定中



適切な改築が実施できないと処理施設の停止や
機能低下が生じ、公共用水域の水質悪化を招くため
公共的役割を果たすことができない!

「下水道ストックマネジメント支援制度」の長期的な堅持と
老朽化対策への国の財政支援が必要

提言

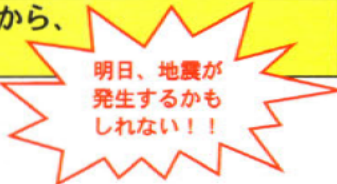
- 1 現行の「下水道整備推進重点化事業」による面整備に対する優遇措置を堅持するとともに、交付対象範囲を拡充すること。
- 2 現行の「下水道ストックマネジメント支援制度」を長期的に堅持するとともに、老朽化対策への国の財政支援を継続すること。

【県土整備部】

15 社会資本整備に係る地方財政対策の充実

(国土交通省)

切迫する南海トラフ地震や激甚化する気象災害から、国民の生命と財産を守る



南海トラフ地震に備えた海岸堤防の整備

長期評価による地震発生確率値が更新されました。

南海トラフ地震 (M8~9クラス)

30年以内の発生確率が70%程度から70%~80%に上昇。※H30.2.9 地震調査委員会発表

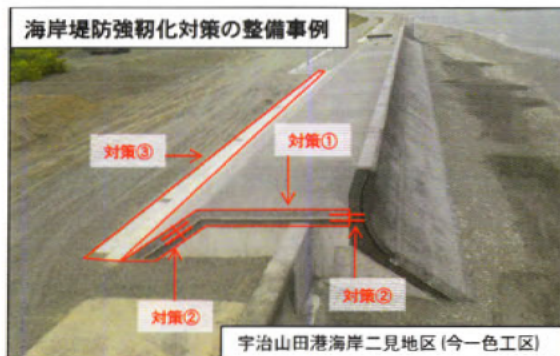
三重県で想定される南海トラフ地震による被害は、死者数約4万人、経済被害額約2.1兆円と想定されており、早期の対策が喫緊の課題となっています。

特に、県南部では、非常に大きな津波が短時間で来襲することから、津波が堤防を越流した場合でも、堤防が壊れにくい構造にし、住民等の避難時間を少しでも確保できるようにします。



— 津波が短時間で来襲する海岸

- 高潮・侵食対策実施海岸 5箇所
- 堤防強化対策実施海岸 4箇所



- 対策① 天端・裏面コンクリートの被覆厚を確保
- 対策② 差鉄筋を配置し、構造の一体化
- 対策③ 法尻コンクリートによる洗掘防止

高潮・侵食被害に備えた海岸堤防の整備

宇治山田港海岸では、堤防整備や海浜の復元による面的整備により、高潮防護効果が発揮されています。

宇治山田港海岸二見地区(二見工区)

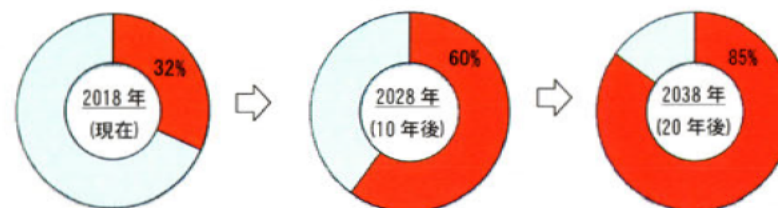


高潮・侵食対策に加え、地震・津波対策を既存の交付金事業の中で実施することは、事業進捗に限りがあるため、地震・津波対策が重点的に取り組めるよう、防災・安全交付金とは別枠の予算確保が必要です。

地域の基幹産業を支える港湾施設の老朽化対策が必要!

●老朽化する施設が増加(防波堤・岸壁・物揚場)

建設後50年以上経過する施設数の見直し



防波堤、岸壁、物揚場の施設数(425施設)



●老朽化対策への取組

- ・全国に先駆けて維持管理計画を策定(H22)
- ・維持管理計画に基づき老朽化対策を実施中

平成30年度に予防保全計画へ改定

- ・施設点検結果をふまえて予防保全計画へ改定し、計画的かつ効率的な対策を実施していきます。

既存ストックを有効活用し、ライフサイクルコストを抑制するとともに、施設の延命化を図ります。

老朽化する施設が増加することから、継続的に老朽化対策に取り組むため、必要な予算の確保が必要です。



提言

- 1 海岸施設の地震対策や津波対策を重点的に推進するための、別枠予算制度を創設すること。
- 2 港湾施設の老朽化対策を重点的に推進するために必要な予算を確保すること。

【県土整備部】

15 社会資本整備に係る地方財政対策の充実

(国土交通省)

簡易で安価な木造住宅耐震改修工法の法定化

【耐震化の現状】

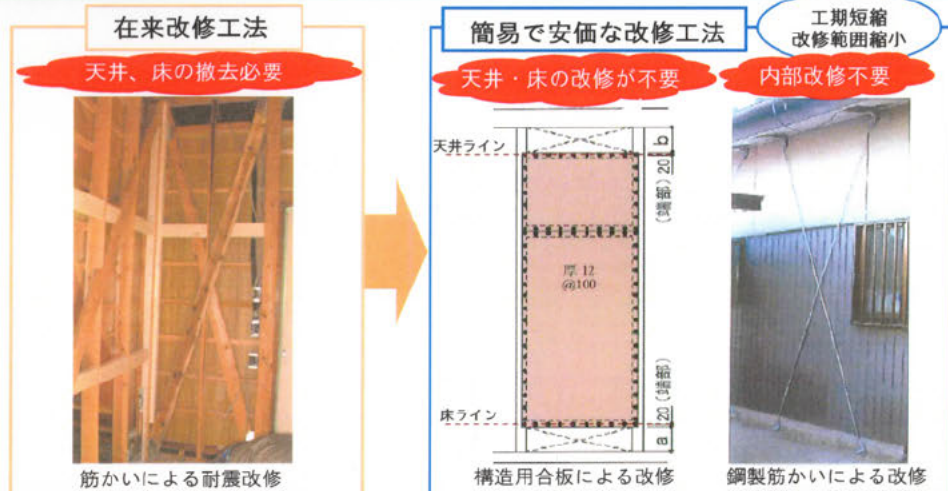
診断実施済で自己負担額が100万円までなら耐震改修できる人の割合 **76.4%**
(H29 県民意識調査)

三重県では、簡易で安価な改修工法を補助対象と認め、普及に取り組んできたが、在来改修工法のように法定化された工法ではないため設計者が活用できていない。

【耐震化を加速させるためには】



設計者が採用しやすいよう技術基準の法的位置づけが必要



簡易で安価な木造住宅耐震改修工法の法定化

具体的には 既に地方で行われている簡易で安価な改修工法を検証し、一般改修工法として法定化する(上記事例のような耐震改修工法を「平成18年国土省告示184号」と同等基準認定するなど)

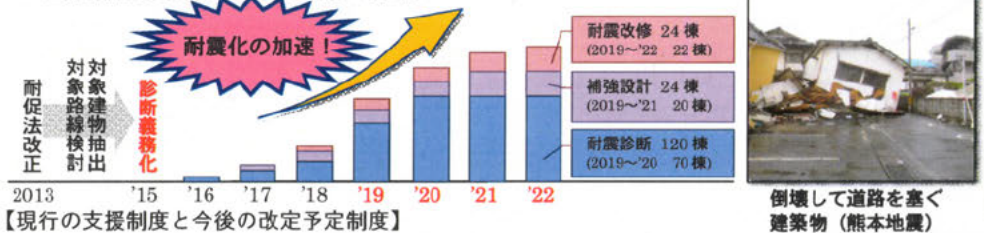
避難路沿道建築物の耐震化促進のための支援制度の延長

【取組経緯と現状】

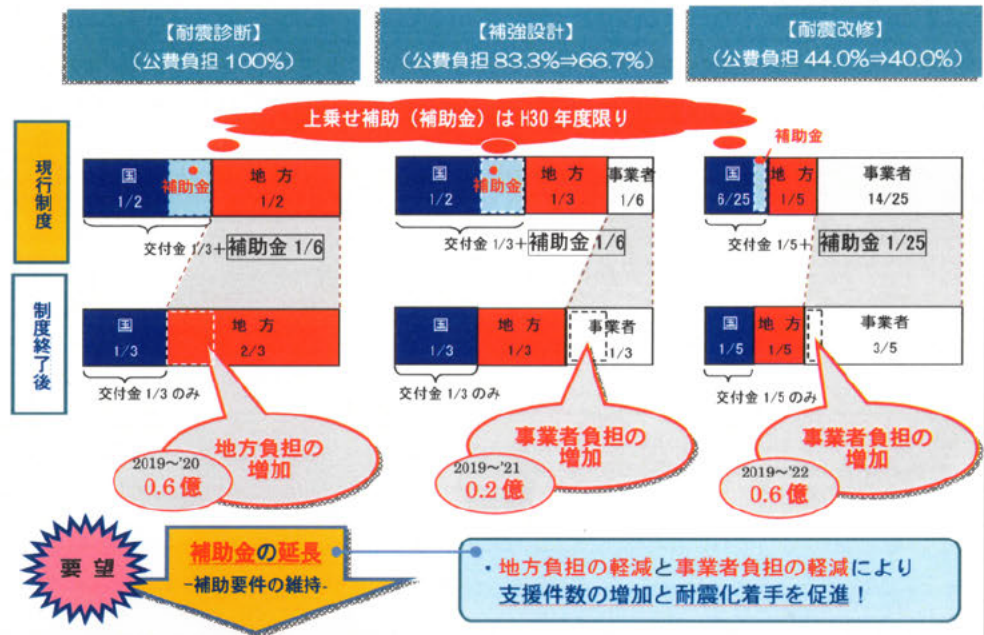
『三重県建築物耐震改修促進計画』

2015(平成27)年12月に改定し、耐震診断義務化対象路線を位置づけ、耐震化の促進を図っている。

・避難路沿道建築物の耐震化棟数(累計)



【現行の支援制度と今後の改定予定制度】



○現行支援制度の延長
避難路沿道建築物の耐震化促進のため耐震対策緊急促進事業の支援制度を延長

提言

- 1 簡易で安価な木造住宅耐震改修工法を法定化すること。
- 2 避難路沿道建築物の耐震化促進のため、耐震対策緊急促進事業の支援制度を延長すること。

【県土整備部】